

平成27年9月2日

第65回多可町議会定例会

請願文書表

受 付	平成 27.8.7	紹介議員	吉田政義 藤本英三
	第4号	請願者の 住所・氏名	西脇市黒田庄町前坂294-1 部落解放多可西脇支部 連絡協議会 議長 和田 宏
件 名	「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し、処罰する法律の制定を求める」意見書の議決・提出を要請します		
(要旨) 別紙のとおり			

請 願 書

2015年8月7日

多可町議会議長 河崎 一 様

請願者 ~~兵庫県西脇市黒田庄町前坂 294-1~~

部落解放多可西脇支部連絡協議会

議長 和田 宏



紹介議員

吉田 政義

藤本 英三

請願内容

「人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し、処罰する法律の制定を求める」
意見書の議決・提出を要請します

【請願理由】

私たちは一昨年来、主に在日韓国朝鮮人を標的とした、いわゆるヘイトスピーチデモが日本各地で頻繁に起こっていることに心を痛めています。

とりわけ「朝鮮人をみな殺しにせよ」「不逞鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などというヘイトスピーチがあからさまに露出してきていることを私たちは大変憂慮しています。また奈良県の水平社博物館では「出てこい、穢多ども…〈中略〉おまえら人間なのかほんとうに」など、われわれ被差別部落出身者を標的にした聞くに堪えない差別街宣もおこなわれました。

このようにヘイトスピーチデモをおこなう団体は繁華街で拡声器を使って怒声を飛ばし差別・憎悪を煽っています。彼らの極めて悪質な言動は、国際社会からも日本の大きな社会問題として指摘されており、水平社博物館前の差別街宣や京都朝鮮学校襲撃事件については、判決でいずれも差別であることが明確にされました。とくに、朝鮮学校への襲撃については、日本も批准している「人種差別撤廃条約」で禁止されている人種差別にあたり違法であると京都地裁判決で厳しく指弾されています。

しかし、ヘイトスピーチに対しては、人権侵害救済制度がありません。そのため現行の国内法では、差別そのものを訴えることができず、名誉棄損や損害賠償で対応するしかないのが現状です。

私たちは、私たちの安全安心を脅かすヘイトスピーチやヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、速やかな解決を求めて人種差別撤廃基本法の制定を求める意見書を政府に提出するよう請願いたします。